

仕 様 書

1 適用

本仕様書は「清竜中学校テニスコート施設撤去・復旧業務」に適用する。

2 対象施設

天竜区二俣町鹿島 5 5 9 番地先（清竜中学校テニスコート 5 面）

テニスネット… 5 張

テニスネット用支柱… 1 0 本

テニス審判台 移動式 アルミ製… 5 台

防球ネット（H=2. 5 m×L=2 5 9 m）

防球ネット用支柱（H=3. 5 m）… 9 0 本

コートローラー 手引き… 4 台（隅に寄せておく）

長机、椅子、ベンチ、ボール用カート、コートブラシ等小物類

3 作業要領

- （1）天竜川の水位上昇により河川敷の冠水が想定される場合に、教育施設課からの依頼により撤去作業を行う。依頼を受けたのち、2 時間以内に作業開始し、作業開始から 6 時間以内に作業完了できるよう努めること。また撤去した施設は、清竜中学校敷地内（駐車場）へ運搬する。
- （2）天竜川の水位が正常に戻った後、教育施設課からの依頼により復旧作業を行う。
- （3）作業に伴い、テニスコート施設に不具合等が発見された場合、速やかに報告する。

4 作業時間

（1）日中作業

日の出から午前 1 0 時までの間に教育施設課から撤去作業の依頼がある場合は、日中に撤去作業を完了することを基本とする。

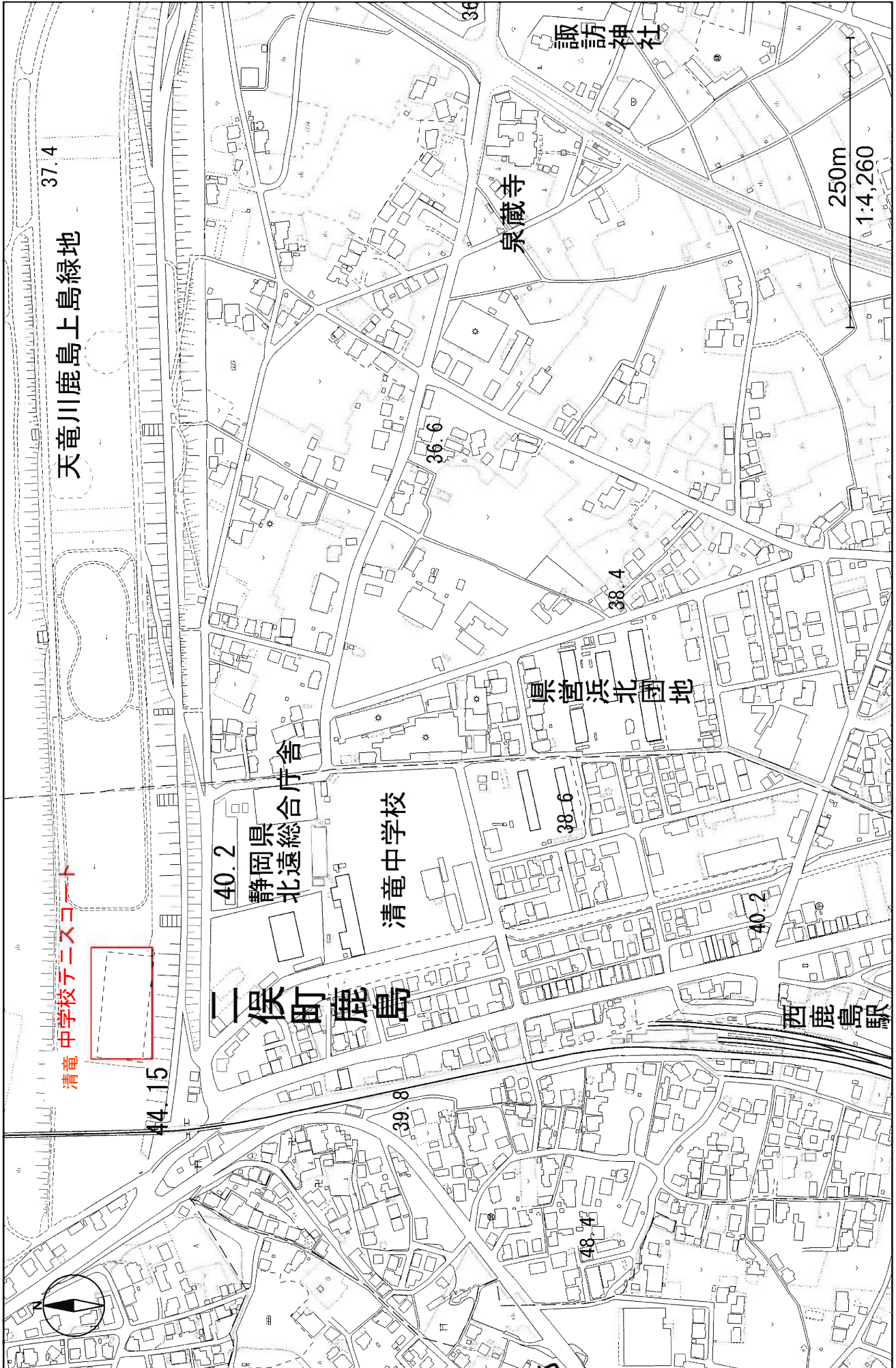
（2）夜間作業

午前 1 0 時以降に教育施設課から撤去作業の依頼がある場合は、作業が夜間に及ぶことを想定し、夜間照明など夜間作業に必要な物品の手配を行うこと。

4 報告（提出物）

受託者は復旧作業完了後速やかに、次のものを提出すること。

- （1）記録写真（撤去後、復旧後） ※可能な範囲内で



天童川鹿島上島緑地

清竜中学校テニスコート

二俣町鹿島

静岡県北遠総合庁舎

清竜中学校

泉蔵寺

諏訪神社

原宮浜北団地

西鹿島駅

250m
1:4,260

37.4

39.8

36.6

38.4

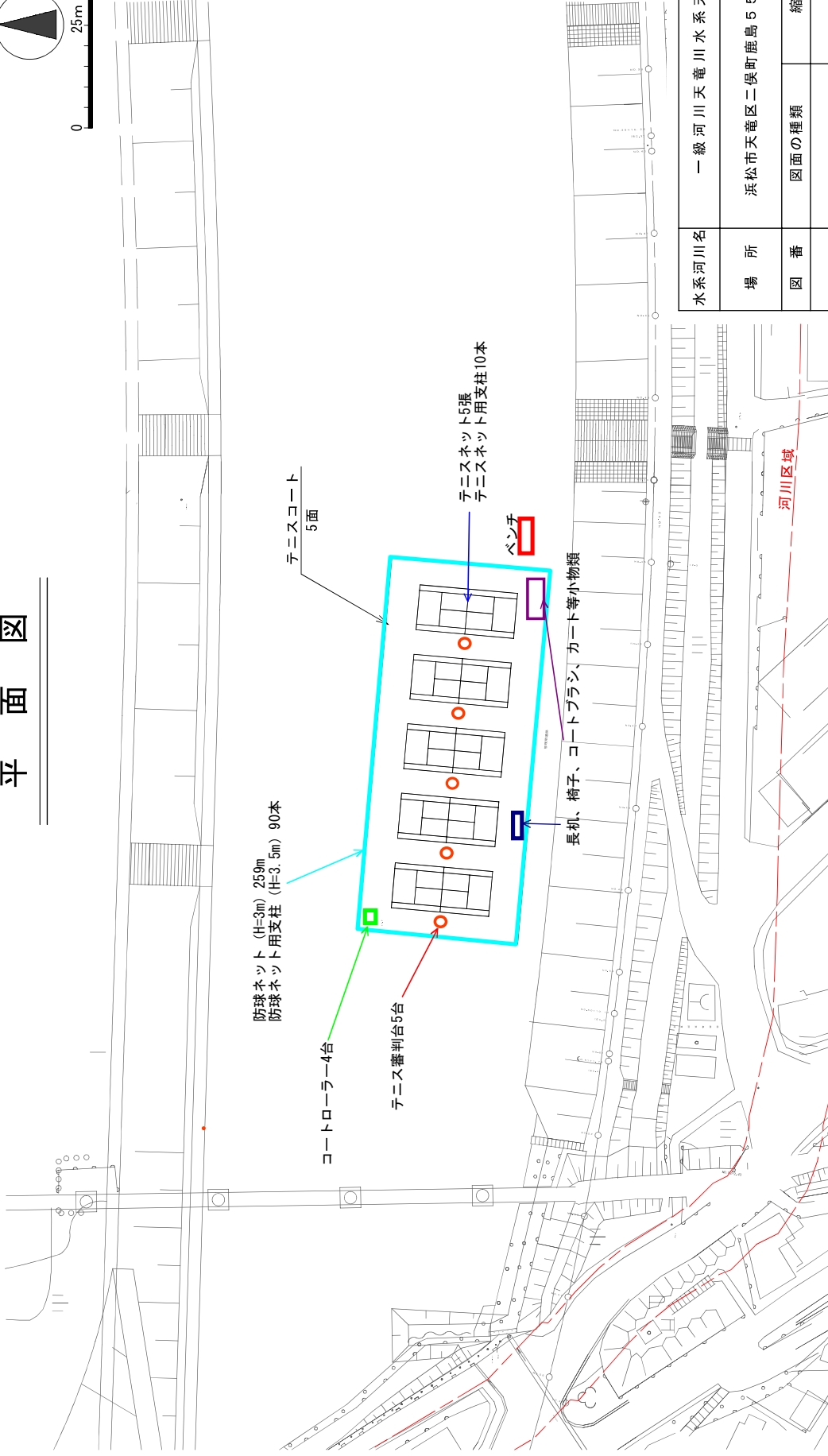
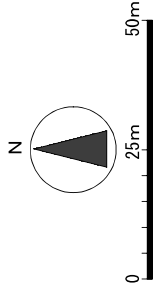
40.2

38.6

40.2

48.4

平面図



水系河川名	一級河川天竜川水系天竜川		
場所	浜松市天竜区二俣町鹿島559番地先		
図番	図面の種類	縮尺	
	平面図	1:1,000	
文書番号	申請号	申請年月日	
河川法関係案項	河川法第24条		
申請者住所氏名	浜松市中区元城町103番地の2 浜松市長		